

◎新潟県告示第1447号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は、平成25年12月17日から平成26年1月6日まで、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所並びに新潟市役所において縦覧に供する。

平成25年12月17日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 承認出願の年月日

平成25年11月18日

2 出願人の名称及び住所

出願人住所 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

出願人名称 国土交通省北陸地方整備局

代表者住所 新潟県新潟市中央区笹口1丁目22番15号

代表者氏名 国土交通省北陸地方整備局長 野田 徹

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県新潟市東区船江町二丁目149番12、149番11、同区船江町三丁目1番1及び同区松浜町字古水戸2350番192の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+0.33m）における公有水面と護岸との境界線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ昭和57年10月8日付け一港事第1128号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（T.P.+0.60m<D.L.+0.28m>により決定）及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成8年3月25日付け一港事第313号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線

（T.P.+0.62m<D.L.+0.51m>により決定）により囲まれた区域

①の地点 新潟港西区第二西防波堤灯台（北緯37度58分29秒92、東経139度04分34秒73）から142度48分05秒2、371.06mの地点

②の地点 ①の地点から345度41分41秒 345.00mの地点

③の地点 ②の地点から75度41分41秒 1,200.00mの地点

④の地点 ③の地点から165度41分41秒 584.55mの地点

⑤の地点 ④の地点から249度06分01秒 97.29mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から272度18分23秒 466.79mの地点

(3) 面積

538,472.65 m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県新潟市東区船江町二丁目149番12、149番11、同区船江町三丁目17番4、1番4、1番1、同区松浜町字古水戸2350番183、2350番184、2350番59、2350番58及び2350番192の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、㉞の地点から㉟の地点までを順次に結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 新潟港西区第二西防波堤灯台（北緯37度58分29秒92、東経139度04分34秒73）から145度12分29秒2、533.86mの地点

㉟の地点 ㉞の地点から246度24分25秒 166.63mの地点

㊱の地点 ㉟の地点から345度41分41秒 761.20mの地点

㊲の地点 ㊱の地点から75度41分41秒 1,800.00mの地点

㊳の地点 ㊲の地点から165度41分41秒 843.67mの地点

㊴の地点 ㊳の地点から249度19分34秒 137.86mの地点

㊵の地点 ㊴の地点から259度50分34秒 138.44mの地点

㊶の地点 ㊵の地点から266度49分24秒 285.27mの地点

㊷の地点 ㊶の地点から276度06分49秒 12.04mの地点

㊸の地点	㊸の地点から	270度36分45秒	69.12mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	270度56分46秒	33.37mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	272度19分48秒	155.40mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	247度41分20秒	1.90mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	272度18分57秒	646.18mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	219度05分45秒	13.65mの地点
㊾の地点	㊽の地点から	247度19分09秒	139.53mの地点

(3) 面積

1,288,216.35㎡

5 埋立地の用途

緑地